


国が都道府県に対象品目、検査頻度等を示し、放射性セシウムが高く検出される可能性のある品目等を重点的に検査

## 原子力災害対策本部において策定（最終改正：平成27年3月20日）

平成26年4月以降の検査結果等を踏まえて以下について設定

- 対象自治体
- 対象品目
  - ・放射性セシウムの検出レベルの高い食品（きのこ・山菜類、野生鳥獣肉等）
  - ・飼養管理の影響を大きく受ける食品（乳、牛肉）
  - ・水産物
  - ・出荷制限の解除後の品目
  - ・市場流通品 等
- 対象区域・検査頻度  
⇒検出レベル・品目の生産・出荷等の実態に応じて実施

- 
- ・各都道府県に対し、検査計画の策定、検査の実施を通知  
（対象以外の自治体における検査の実施を含む）
  - ・検査結果は、厚生労働省にて取りまとめ、すべて公表